

“市川三郷町男女共同参画プラン～輝く笑顔 いちかわみさと～”の概要

1 プランの名称・総合目標・基本目標

- ◆名称 市川三郷町男女共同参画プラン ～輝く笑顔 いちかわみさと～
- ◆総合目標 男女がともに支えあう社会をめざして
- ◆基本目標
 - I 男女の人権の尊重とその意識をつくるために
 - II 男女がともに働ける環境をつくるために
 - III 男女がともに安心して健やかに暮らせる町をつくるために

2 策定の趣旨

男女がともに思いやり、互いに尊重し合える男女共同参画社会は、目指すべき理想的な社会であり、男女共同参画社会の実現は、少子高齢化、情報化、国際化の進展など社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、緊要な課題とされています。

本町でも、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な取り組みがなされてきましたが、男女共同参画に対する町民の関心は低く、町民一人ひとりの固定的な性別役割分担意識はなかなか変わらない状況にあります。こうした固定的な考え方から少しずつ脱却し、誰もが自らの夢に向かってのびのびと生きられる社会の実現が望まれているため、「市川三郷町男女共同参画プラン～輝く笑顔 いちかわみさと～」を策定しました。

3 計画の性格

- この計画は、町政運営の基本方針である長期計画「市川三郷町第1次総合計画」の基本理念である「暮らしやすいまち」に位置づけられ、町が行う男女共同参画に関する施策の基本指針となるものです。
- この計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、国や県の男女共同参画計画を踏まえ策定するものです。
- この計画は、旧町で推進された「歌舞伎の里のいきいきプラン」「市川大門町女性プラン」「六郷女性いきいき21プラン」をもとに策定され、新たな取り組みを取り入れつつ計画するものです。

4 計画の期間

「市川三郷町男女共同参画プラン ～輝く笑顔 いちかわみさと～」の計画期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間です。

3年目（平成21年）に検証し、社会情勢の変化などに合わせて見直します。

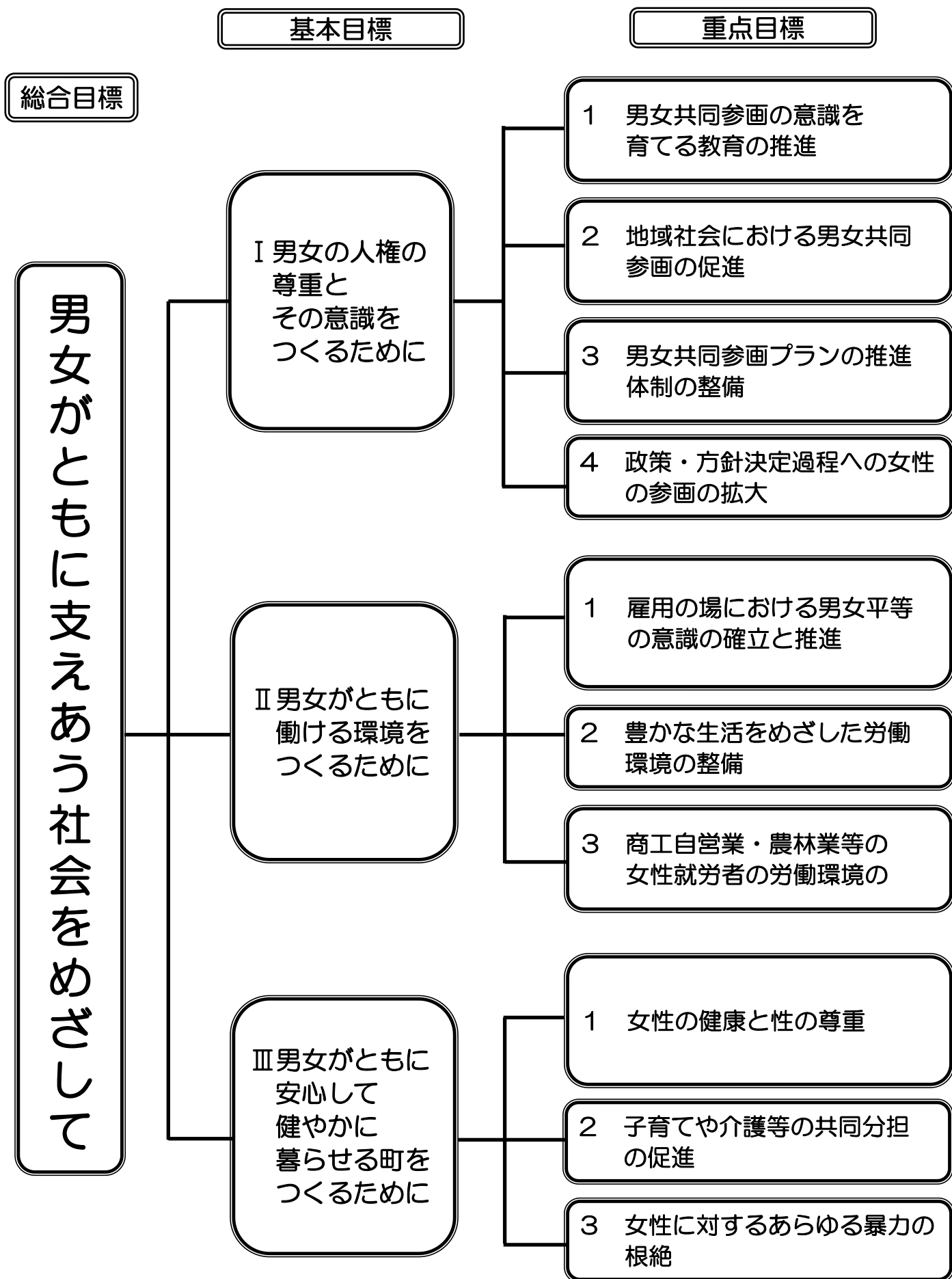
5 策定の背景

国際連合は、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」*、それに続く10年間を「国連婦人の十年」*と定めて、女性の地位向上のために世界規模の行動を行うべきことを提唱しました。

わが国でも、これを契機として、国際的な取り組みと連動しつつ女性問題解決・男女共同参画社会確立に向けての様々な取り組みがなされてきました。平成11年（1999年）6月には「男女共同参画社会基本法」*が制定・施行され、平成12年（2000年）12月には基本法に基づく「男女共同参画基本計画」*が、また、平成17年（2005年）には「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

山梨県では、昭和59年（1984年）に総合婦人会館（現在の「ぴゅあ総合」）を開館したことを皮切りに、平成2年（1990年）には富士女性センター（現在の「ぴゅあ富士」）を、平成8年（1996年）には峡南女性センター（現在の「ぴゅあ峡南」）を開館し、男女共同参画の地域づくりの推進を目的として、さまざまな取り組みが行われてきました。また、平成10年（1998年）2月には「男女共同参画社会の実現をめざして」を総合目標とした「やまなしヒューマンプラン21」を策定し、平成14年（2002年）3月には「山梨県男女共同参画推進条例」を制定、平成18年（2006年）12月にはさらなる男女共同参画社会の実現を目指し、総合的かつ長期的に講ずべき施策の指針として「第2次山梨県男女共同参画計画」が策定されました。

このような状況の下、平成17年10月に三珠町・市川大門町・六郷町の3町が合併をして誕生した市川三郷町では、男女共同参画推進委員会を発足し、新町建設計画に基づきプランの策定を進め、旧3町で策定されていたプランを活かしつつ現状に即した「市川三郷町男女共同参画プラン～輝く笑顔いちかわみさと～」を策定しました。



施策の方向

- (1) 家庭・学校・職場・地域における男女平等の教育の推進
- (2) 固定的性別役割分担意識の改革

- (1) 男女共同参画の視点に立った制度や慣習の見直し
- (2) 地域活動における女性の社会参画の促進

- (1) 庁内推進体制の強化
- (2) 町民の男女共同参画意識の啓発

- (1) 町の各種審議会・行政委員への女性の積極的な登用
- (2) 男女共同参画の視点をもった人材の育成

- (1) 男女雇用機会均等法のさらなる啓発
- (2) 女性の能力発揮促進のための支援
- (3) 仕事を続けたい女性への雇用環境の整備促進

- (1) 仕事と家庭の両立のための支援
- (2) 高齢者のための就業の場の整備

- (1) 女性の経済的自立と地位向上および就業環境の整備
- (2) 商工自営業・農林業等の従事者に対する労働環境の整備

- (1) 女性の健康と性の尊重に向けた意識啓発
- (2) 思春期と更年期の女性に対する学習機会の創出
- (3) 女性が安心して子供を産み育てるための支援体制の構築

- (1) 家事・育児・介護等の共同分担の意識づくりの促進
- (2) 介護、看護体制の充実

- (1) 配偶者などからの暴力の根絶
- (2) セクシュアル・ハラスメントやストーーカー行為の防止対策の推進

基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重とその意識をつくるために

重点目標1 男女共同参画の意識を育てる教育の推進

近年、家庭や学校、職場や地域では、社会的かつ文化的に形成されてきた男女の役割を見直し、男女平等の意識を育むことが求められています。家庭や学校では男女が互いに認め合う心、また、職場や地域では男女が互いに対等なパートナーとして尊重し合える心を育てることが必要です。性別にとらわれることのない役割分担の見直しを促すなど、男女共同参画の意識を育てる教育を進めます。

【 施 策 の 方 向 】

(1) 家庭・学校・職場・地域における男女平等の教育の推進

社会のあらゆる場で、社会的・文化的に形成されてきた男女の差別を見直し、男女平等の意識を育むとともに、未来を担う子どもたちが、性別にとらわれることなく個性や能力を伸ばせる環境を整備することが必要です。

【推進の方法】

- 「家庭の日」*（第3日曜日）には、家族の中でお互いの人権を認め合い話し合いの時を持てるよう促す
- 意識啓発事業（川柳コンテスト等）を開催して男女共同参画の意識を育てる

(2) 固定的性別役割分担意識*の改革

男女が性別にとらわれず、その能力や個性を十分に発揮して主体的に生きるためには、性別による固定的な役割分担意識を解消することが必要です。性別を理由として固定的に決めつけられた意識や慣習にとらわれない多様な男女のイメージを浸透させることが求められます。

【推進の方法】

- 講演会・学習会等を開催する。また、他の機関で開催される講座等への参加を促進する
- 意識調査（アンケート等）を実施して、その結果を広報する

(3) 男女がともに家族的責任を担う意識づくりの促進

性別に関わらず、男女がともに家事・育児・介護などの家庭生活を営めるよう、意識啓発や能力の養成を図ることが必要です。

【推進の方法】

- 講演会・学習会等を開催する。また、他の機関で開催される講座等への参加を促進する
- 家事（料理教室等）・育児・介護についての講習会に男性の参加を促進する

重点目標２ 地域社会における男女共同参画の促進

地域の中に形成されてきた根深く残る性別による役割分担の慣習を見直し、互いに地域での役割を分担しながら助け合い、協力し合って暮らしやすい地域社会をつくるのが大切です。それには、地区役員等を性別にとらわれずバランスよく構成することが必要であるとともに、女性自身も進んで地域活動に参加していくことが大切です。女性の社会進出を促すなど、地域社会における男女共同参画を進めます。

【 施 策 の 方 向 】

（１）男女共同参画の視点に立った制度や慣習の見直し

地域社会には、男女の固定的な性別役割分担意識がなかなか変わらない慣習・慣行が存在しています。このような制度や慣習を見直すには、そこに暮らす市民の主体的な取り組みによる合意や納得が必要です。

【推進の方法】

- 自治会役員への女性の登用を促進する

（２）地域活動における女性の社会参画の促進

男女共同参画社会を実現するためには、女性も自分の意見をもって地域の活動へ積極的に関わり、意思決定の場に参加していくことが重要です。

【推進の方法】

- 自治会役員等への女性の登用を促進する

(3) 国際的取り組みにおける男女共同参画の推進

世界女性会議*の成果等、男女共同参画に関する国際的な情報を収集・提供し、広報・啓発を行うことにより、国際社会の一員としての町民意識の向上を図っていくことが必要です。

【推進の方法】

- 国際交流の情報収集と伝達および参加を促進する

重点目標3 男女共同参画プランの推進体制の整備

男女共同参画プランを推進するためには住民や企業、行政など相互の連携が求められています。行政においては、施策を総合的、計画的に進める推進体制を構築し、プランの具体的な施策について調整をする必要があります。また、市川三郷町男女共同参画推進委員会との連携強化も必要です。このため、男女共同参画プランの推進体制の整備に努めます。

【 施 策 の 方 向 】

(1) 庁内推進体制の強化

男女共同参画社会実現に向けての施策は、広範囲で多岐に渡るため、全庁的な体制で取り組むことが必要であり、各部署と連携を図りながら、男女共同参画に関する施策を円滑に進めることが求められます。

【推進の方法】

- 市川三郷町男女共同参画庁舎内推進委員会（仮称）を設置する

(2) 町民の男女共同参画意識の啓発

町民が、男女共同参画に関心を持ち、日々の生活の中で男女共同参画の意識を持つことができるよう努める必要があります。

【推進の方法】

- 町広報誌「広報いちかわみさと」での広報活動の充実をはかる
- 推進委員会との共催で学習会を開催する
- 公民館活動の中で男女共同参画意識の啓発を行う

(3) 男女共同参画学習機会の創出

男女共同参画に係る学習会等を開催し、町民の意識啓発や能力養成を図ることが重要です。

【推進の方法】

- 町・推進委員会主催の講演会・学習会等を開催する
- 県・参画推進センター等で開催される講座・学習会への参加を促進する

重点目標4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

男女それぞれの能力がいきいきと発揮できる地域社会をつくるためには、企業や行政などにおける意思決定や政策立案の場に、男女がともに参画することが大切です。町の各種審議会や行政委員などは性別にとらわれずバランスのとれた任命・委嘱が必要です。このようなことから、政策や方針決定過程においての女性の参画の拡大に努めます。

【 施 策 の 方 向 】

(1) 町の各種審議会・行政委員への女性の積極的な登用

社会のあらゆる分野において、女性も方針決定に関わっていくことが重要です。

【推進の方法】

- 各種審議会・行政委員等への女性の登用率が3分の1を超えることを目標とする

(2) 男女共同参画の視点をもった人材の育成

男女共同参画をそれぞれの地域で推進していくことは男女共同参画社会実現に向けての大きな一歩であり、町民にとって身近な生活の場である地域の中で、男女共同参画の視点をもったリーダーとなる人材を育成していくことが求められます。

【推進の方法】

- 県・その他の機関の人材育成講座への参加を促進する

基本目標Ⅱ 男女がともに働ける環境をつくるために

重点目標1 雇用の場における男女平等の意識の確立と推進

男女がともに働きやすい環境をつくるため、男女平等の啓発や情報および資料の提供、採用・賃金・配置・昇進・教育訓練などの均衡が図られるよう、企業や事業所に呼びかけることが重要です。また、性別にとらわれない職業能力向上のための学習機会の創出や起業支援を行なう環境づくりも必要であることから、雇用の場における男女平等の意識確立に努めます。

【 施 策 の 方 向 】

(1) 男女雇用機会均等法*のさらなる啓発

男女雇用機会均等法のさらなる浸透を進め意識改革を図るとともに、就労に関する情報の提供に努め、性の尊重をしつつ、雇用機会の均等と性による差別や格差を是正していくことが必要です。

【推進の方法】

- 雇用と企業等の分野において意識改革の働きかけや情報および資料を提供する

(2) 女性の能力発揮促進のための支援

能力を向上させるための学習機会や情報を提供し、知識や技術を身に付けられるよう、支援することが求められています。

【推進の方法】

- 賃金・昇進・配置・教育訓練・採用などの均衡を企業や事業所に呼びかける
- 女性の職業能力向上および女性起業支援を行う環境づくりをはかる

(3) 仕事を続けたい女性への雇用環境の整備促進

再就職のための情報提供や、育児・介護休業制度の普及・促進を図り、働く男女の家庭生活に配慮した労働環境を整備していくことが重要です。

【推進の方法】

- 産休・育休および再就職準備のための情報提供・相談等きめ細かい支援策の充実をはかる

(4) セクシュアル・ハラスメント*の防止と暴力の根絶

雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントなどあらゆる暴力の潜在化を防ぎ、関係機関と連携を図りながら、根絶に向けた啓発に努める必要があります。

【推進の方法】

- 職場や地域社会において関係機関と連携をはかり、根絶に向けた啓発に努める

重点目標2 豊かな生活をめざした労働環境の整備

家庭と仕事の両立の中で働く女性のために、多様なライフスタイルに対応した子育ての支援が求められています。また、育児休業・介護休業の取得や取得後の職場復帰など柔軟に働く環境づくりが大切です。一方、働く意欲のある高齢者からは、就業に必要な情報の提供と、能力に応じた環境や技術・経験を活かせる職場づくりが求められています。このようなことから、豊かな生活をめざした労働環境の整備に努めます。

【 施 策 の 方 向 】

(1) 仕事と家庭の両立のための支援

働く男女がともに柔軟な働き方ができるよう、子育て支援サービスの充実を図り、介護休業制度の普及に努めることが重要です。

【推進の方法】

- 多様な子育て支援の充実と、介護休業制度の普及および促進をはかる

(2) 高齢者のための就業の場の整備

働く意欲のある高齢者のために、関係機関と連携して情報を提供し、その知識や経験を活かせる就業の場を確保することが求められています。

【推進の方法】

- 就業に必要な情報を提供し、技術や経験を活かせる職場づくりを支援する

重点目標3 商工自営業・農林業等の女性就労者の労働環境の整備

女性の経済的自立と地位向上のため、情報交換や学習の機会など就業するための条件や環境の整備が求められています。また、家族経営協定*の導入に向けた取り組みも求められています。一方、商工自営業や農林業等の経営や生産の方針決定の場において、女性の参画が強く求められています。商工自営業・農林業等の従業者に対する労働条件の整備充実とともに、性別に左右されることなく共同分担意識づくりに努めます。

【 施 策 の 方 向 】

(1) 女性の経済的自立と地位向上および就業環境の整備

男女がともに一人の労働者として経済的にも社会的にも、その労働に見合った正しい評価が行われるよう就業環境の整備に努めるとともに、女性の意志を働く場の運営に反映させるため方針決定過程への女性の参画を促進していくことが必要です。

【推進の方法】

- 意思決定過程への女性の参画を進める

(2) 商工自営業・農林業等の従業者に対する労働環境の整備

快適に働くために、作業の安全の推進・労働軽減のための技術の確立・労働時間の短縮・休暇の取得等の環境整備を目指し、啓発や情報等の提供に努めていく必要があります。

【推進の方法】

- 労働時間の適正化等、労働環境整備の啓発をはかる

(3) 家族経営協定への積極的な取り組み

男女が果たしている役割に見合う評価がなされ、対等なパートナーとしてともに経営及びこれに関連する活動に参画していくことができるよう、家族経営協定の普及を進めることが大切です。

【推進の方法】

- 共同分担意識の啓発を促進する

基本目標Ⅲ 男女がともに安心して健やかに暮らせる町をつくるために

重点目標1 女性の健康と性の尊重

男女が生涯を明るく健康で暮らすことができるように、心身ともに健康を維持することが大切です。特に女性については、妊娠から出産まで、より行き届いた健康支援が望まれます。また、性に関しては、男女とも正確な知識を持ち、自ら健康管理をすることも大切です。男女がその健康状態に応じて自己管理を行うことができるよう、適切な健康の保持・増進を進めるとともに、互いの性を尊重します。

【 施 策 の 方 向 】

(1) 女性の健康と性の尊重に向けた意識啓発

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ[※]に関する意識を広く社会に浸透させるため、あらゆる機会をとらえて、女性の体と性に関する健康と権利について、分かりやすい啓発や情報の提供等に努めることが大切です。

【推進の方法】

- 女性の体と性に関する健康と権利を尊重する

(2) 思春期と更年期の女性に対する学習機会の創出

思春期や更年期の心身の変化に対する無理解・望まない妊娠・中絶や性感染症の危険などの問題について理解を深め、自分自身や他人の健康と権利を尊重できるよう学習機会の充実を図る必要があります。

【推進の方法】

- 性教育を含む健康教育の充実をはかる

(3) 女性が安心して子供を産み育てるための支援体制の構築

妊娠・出産期における女性の健康管理を支援するとともに、妊娠中及び出産後も継続して健康管理に留意することが大切です。また、安心して子育てができる環境を整備することが求められます。

【推進の方法】

- 妊娠から出産・乳幼児までの一貫した健康診断や健康指導が受けられる体制の充実をはかる
- 保育サービスや児童館の充実など子どもを取り巻く環境の整備と、子育てネットワークづくり

(4) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

男女が主体的に健康を自己管理できるように健康診断受診の啓発を行うとともに、生涯にわたる健康管理を支援するための取り組みを進めていくことが求められます。

【推進の方法】

- 健康診断受診の啓発をはかり、未検診者ゼロを目指す
- 健康問題に対する不安を解消するための相談体制を確立する

重点目標2 子育てや介護等の共同分担の促進

子育てや介護の負担を性別にとらわれることなく、家庭や地域で支え合うことが求められています。また、ライフスタイルの多様化にともない、家族としての責任を果たすことは重要です。男女が協力して家庭や社会での生活を営み育児や介護などが行えるよう、共同分担の意識づくりを進めます。

【 施 策 の 方 向 】

(1) 家事・育児・介護等の共同分担の意識づくりの促進

女性が家事・育児・介護等の多くを担うことで社会参画が制約されてしまう現状を改善するためには、男女が互いに共同分担意識を持つことが重要です。

【推進の方法】

- 男女共同分担の必要性などについての理解を得るための講習会、学習会を積極的に開催する
- 育児・介護の相談をいつでも受けられるよう、保健師等の医療従事者の充実をはかる
- 男性のための家事・子育て・介護教室を設ける

(2) 介護・看護体制の充実

介護を必要とする高齢者、また介護する家族が、必要に応じたサービスを受けられるよう介護保険制度*の一層の定着を図り、高齢者が安心して暮らすことができる介護・看護体制を充実させることが求められます。

【推進の方法】

- 高齢化が進むなか、介護負担軽減のためにホームヘルパーの人材整備、公的福祉政策を進める
- デイサービス・ショートステイ事業の充実をはかる
- 公的介護機関・民間の介護サービスの情報を提供する

重点目標3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

社会的問題として取り上げられている、DV（ドメスティック・バイオレンス）[※]やストーカー行為[※]、セクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害となるあらゆる暴力を根絶するために、これらの暴力を予防し、容認しない社会を形成することが求められています。女性に対するあらゆる暴力の根絶に努めるとともに、社会的認識の徹底を促し、被害者への支援体制などの整備にも努めます。

【 施 策 の 方 向 】

（1）配偶者などからの暴力の根絶

様々な形態の暴力や、差別・偏見などの問題を正しく理解し、人権侵害を引き起こさないことはもとより、人権を擁護する姿勢を促し、暴力の根絶に努めることが望まれます。

【推進の方法】

- 暴力防止のための専門職員を配置するなど、相談窓口の充実に努める

（2）セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為の防止対策の推進

被害者が適切に救済・支援を受けられるよう関係機関と連携して防止対策を進めるとともに、相談機能を充実させる必要があります。

【推進の方法】

- 暴力廃止のための専門職員を配置するなど、相談窓口の充実に努める